

○草津市同和対策本部設置要綱

昭和52年4月1日
制定

改正 昭和57年4月1日

昭和60年4月1日

平成5年4月1日

平成7年4月1日

平成11年5月20日

平成12年4月1日

平成14年4月1日告示第39号

平成14年7月1日告示第136号

平成15年2月21日告示第10号

平成15年5月30日告示第104号

平成16年4月1日告示第68号

平成17年4月1日告示第68号

平成18年3月31日告示第101号

平成19年4月1日告示第69号

平成20年5月1日告示第98号

平成21年4月1日告示第91号

平成22年4月14日告示第98号

平成23年4月1日告示第96号

平成26年4月1日告示第87号

平成28年10月4日告示第266号

平成30年4月1日告示第126号

平成30年6月26日告示第255号

令和2年5月19日告示第175号

(設置と目的)

第1条 旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）の本旨にのっとり、同和行政に関する市の基本的総合的方策を研究樹立し、その施策の計画的かつ強力な推

進体制を確保するため、草津市同和対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（構成および職務）

第2条 本部は、本部長、副本部長および本部員で構成する。

- 2 本部長は所管の副市長をもって充て、本部の事務を統轄する。
- 3 副本部長は、他の副市長および教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。
- 5 本部長に事故あるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長が第3項に掲げる順序により本部長の職務を行う。
- 6 本部長および副本部長ともに事故あるときまたは本部長および副本部長ともに欠けたときは、本部員の中からあらかじめ指名した者が本部長の職務を行う。
- 7 本部員は、本部長の命に従い、本部の事務に従事する。
- 8 本部長は、議題になった案件について必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明、意見または報告を求めることができる。

（所掌事務）

第3条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市における同和問題の根本的解決と諸対策の効果的な実施のための計画策定に関すること。
- (2) 同和行政の円滑な推進に必要な市の意見調整に関すること。
- (3) 諸団体との協議折衝に関すること。
- (4) その他、所期の目的達成に必要な事案事項の計画調整に関すること。

（小委員会）

第4条 本部に、第3条に規定する所掌事務を検討、協議するため、草津市同和対策本部小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

- 2 小委員会の委員は、必要に応じて本部長が本部員の中から選任するものとする。

（事務局）

第5条 本部事務ならびに小委員会事務を処理するため、総合政策部人権政策課に事務局を設置する。

- 2 事務局に、局長、次長および書記を置くことができる。

(雑則)

第6条 この要綱の定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則 (昭和57年4月1日)

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則 (昭和60年4月1日)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成5年4月1日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成7年4月1日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年5月20日)

この要綱は、平成11年5月20日から施行する。

付 則 (平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日告示第39号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年7月1日告示第136号)

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則 (平成15年2月21日告示第10号)

この要綱は、平成15年2月21日から施行する。

付 則 (平成15年5月30日告示第104号)

この要綱は、平成15年5月30日から施行し、改正後の草津市同和対策本部設置要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

付 則 (平成16年4月1日告示第68号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日告示第68号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日告示第101号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日告示第69号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年5月1日告示第98号）

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年4月14日告示第98号）

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第96号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第87号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月4日告示第266号）

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

付 則（平成30年4月1日告示第126号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年6月26日告示第255号）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

付 則（令和2年5月19日告示第175号）

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。